

休講となる条件 ①②③のひとつでも条件を満たす場合	【気象に関する警報が発表された場合】	
	①「暴風・大雪・暴風雪警報のいずれか」が、「東京23区全域に発表された」場合 (東京23区のいずれか、あるいは多摩西部・多摩南部・多摩北部に警報が発表されても休講措置は講じない) ※警報については気象庁ホームページ等で確認のこと	
	【自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合】	
	②JR山手線が全面不通の場合 ③山手線以外のJR線・大手私鉄等各線（下記参照）のうち3路線以上が同時に全面不通の場合	
③の対象となる交通機関	JR線	埼京・川越線（大崎～川越） 中央線（東京～高尾） 総武（快速）線（お茶の水・東京～千葉） 常磐（快速）線（上野～土浦） 京葉線（東京～蘇我） 京浜東北・根岸線（大船～大宮） 東北（宇都宮）線（上野～小山） 高崎線（上野～熊谷） 東海道線（東京～小田原） 横須賀線（東京～逗子）
	大手私鉄線等	東武東上線（池袋～森林公園） 東武伊勢崎線（浅草～東武動物公園） 西武池袋線（池袋～飯能） 西武新宿線（西武新宿～本川越） 小田急小田原線（新宿～本厚木） 京王（新）線（新宿～京王八王子） 京王井の頭線（渋谷～吉祥寺） 東京メトロ線（全線不通で1路線分とみなす） 都営地下鉄（全線不通で1路線分とみなす） 東急東横線（渋谷～横浜） 東急田園都市線（渋谷～中央林間） 東急目黒線（目黒～日吉） 東急池上線（五反田～蒲田） 京浜急行本線（品川～堀ノ内） 東京モノレール（モノレール浜松町～羽田空港第2ビル） ゆりかもめ（新橋～豊洲） りんかい線（大崎～新木場） 京成本線（京成上野～成田空港） 京成成田スカイアクセス線（京成上野～成田空港） つくばエクスプレス線（秋葉原～つくば） 日暮里・舎人ライナー（日暮里～見沼代親水公園）
授業開始の条件	6：00までに ①②③の条件が全て解消された場合	平常どおり授業を行う
	6：00～10：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第3時限より授業を行う
	10：00～12：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第4時限より授業を行う
	12：00～14：00に ①②③の条件が全て解消された場合	第5時限より授業を行う
	14：00を過ぎても ①②③いずれかの条件が解消されない場合	当日の授業を全て休講とする

3. 前項による措置の他、学長の判断により授業を休講とすることがある。この場合は、掲示を行うとともに、できる限り速やかに大学ポータルサイト（G-Port）に掲載するものとする。

6. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業について

大規模地震対策特別措置法（大震法）に基づく警戒宣言が発せられた場合は授業を中止し、臨時に休業とする。

警戒宣言が解除されたときは次のとおりとする。

- (1) 6：00 までに解除された場合には、平常通り授業を行う。
- (2) 10：00 までに解除された場合には、第3時限より授業を行う。
- (3) 12：00 を過ぎて解除された場合には、その翌日から授業を行う。

7. 掲示について

学生に対する伝達事項は、掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）によって行う。学生は毎日機会あるごとに掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認する習慣をつけることが肝要であり、掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認しなかったことを理由に伝達された事柄に対する責任を免れることはできない。伝達事項についての電話による問合せは禁止している。

なお、重要な事項は大学ホームページにも掲載しているが、これはごく一部にすぎないので、必ず掲示及び大学ポータルサイト（G-Port）を確認すること。

教務関係の掲示場は次のとおりである。

- (1) 北1号館西側掲示場 法学部・経済学部・文学部専門科目、教職に関する科目・博物館に関する科目・総合基礎科目、大学院科目（自然科学研究科を除く）、法科大学院（法務研究科）科目
- (2) 理学部南7号館掲示場 理学部専門科目、自然科学研究科科目
- (3) 北1号館ピロティ南側掲示場 スポーツ・健康科学科目

8. 試験について

定期試験期間は、年度によってやや異なるが、おおよそ学期末試験を7月中旬から下旬にかけて、学年末試験を1月下旬から2月上旬にかけて各々実施する。なお、授業科目によっては、この期間外に実施するものもある。定期試験の時間割は1～2週間前に掲示によって発表する。

1. 試験実施時間

時 限	試 験 時 間	備 考
第1時限	9:00～10:30	< 60分で試験を行う授業科目 > 総合基礎科目（外国語科目およびスポーツ・健康科学科目） < 90分で試験を行う授業科目 > 専門科目 総合基礎科目（外国語科目およびスポーツ・健康科学科目以外） 教職に関する科目・博物館に関する科目 < 90分または120分で試験を行う授業科目 > 法科大学院科目
第2時限	10:50～12:20	
第3時限	13:10～14:40	
第4時限	15:00～16:30	
第5時限	16:50～18:20	
第6時限	18:40～20:10	

※気象に関する警報が発表された場合、自然災害・ストライキに起因する交通機関の運行停止の場合の措置については、授業と同様の扱いとする（「5.休講について」参照）。

2. 受験上の注意

- (1) 履修登録した授業科目でなければ受験することはできない。
- (2) 試験時間割には、平常の授業と試験の曜日・時限・教室が異なる授業科目、他の科目と合同で試験を実施する授業科目があるので注意すること。
- (3) 受験の際には、必ず学生証を携帯し、試験時間中は常に机上に呈示しておかなければならない。
- (4) 学生証を携帯しない者は、いかなる事情があっても受験できない。学生証を忘失した者に対しては、試験期間中に限り特別に発行する「仮学生証（学内試験用）」（学生センター教務課で発行）を持参、呈示した場合に限り、受験を許可する。
- (5) 試験場における座席は、番号札もしくは本学備付六法の番号によって指定する場合がある。その場合、学生は入室時に必ず番号札もしくは本学備付六法を受け取り、指定された席に座らなければならない。また、番号札もしくは本学備付六法は監督者の指示に従い必ず返却しなければならない。
- (6) 試験教室に入室する際は、必ず携帯電話の電源を切った上、バッグ等の中にしまうこと。帽子・サン